

## 議案第12号

### 平成30年度大田原市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度大田原市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	26,800 戸
(2) 年間総給水量	6,227,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	17,060 m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	
イ. 大田原市水道事業施設整備基本計画事業費	185,694 千円
ロ. 配水設備工事費	281,500 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,624,000 千円
第1項 営業収益	1,407,484 千円
第2項 営業外収益	216,515 千円
第3項 特別利益	1 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,570,000 千円
第1項 営業費用	1,418,945 千円
第2項 営業外費用	147,855 千円
第3項 特別損失	2,200 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額586,000千円は、損益勘定留保資金等 586,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	252,000 千円
第1項 企業債	160,000 千円
第2項 他会計負担金	9,000 千円
第3項 工事負担金	29,000 千円
第4項 国庫補助金	24,000 千円
第5項 他会計補助金	30,000 千円
支 出	
第1款 資本的支出	838,000 千円
第1項 建設改良費	492,487 千円
第2項 企業債償還金	345,513 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大田原市水道事業施設整備基本計画事業費	千円 160,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れ、10年後に利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

97,045 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、50,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、11,000千円と定める。

平成30年2月26日 提出

大田原市長 津久井 富雄